

前田慶寧の夫人有馬氏の法號。詳しくは靈鑑院圖書妙照大姊。

レイガンジ 靈含寺 石川郡上安田に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治二年二月寺號公稱の許可を得た。

レイキヨウ 勵慶 石川郡松任眞宗東派妙蓮寺の僧で、もと河北郡才田明現寺に生まれ、暢發庵と號し、高倉學寮に入つて寮司に進み、安政六年六月七日寂、享年三十八。

レイゲンイン 禮源院 七日市藩主第六代前田利理の法號。詳しくは禮源院仁宗良心大居士。

レイコウイン 靈光院 大聖寺藩主第九代前田利之の女鈴姫の法號。詳しくは靈光院眞相妙珠禪童女。

レイコウジ 靈高寺 鳳至郡大澤に在つて、眞宗東派に屬する。山號は洞光山。

レイサンジ 靈山寺 ↓リョウゼンジ 靈山寺。

レイシユウギセン 齡州義宣 金澤曹洞宗天徳院十六代の住持。文化十三年五月二十日攝津飯郷庵に於いて示寂。

レイシヨウ 靈沼 河北郡横濱眞宗東派普念寺八代了芳の子。寶曆十二年生まる。實名了寛。寛政二年圓乘院講師の門に入り、九年擬寮司に、十年寮司に任せられ、文化元年父隱居の後を相續した。文政八年加賀法論の際お頼み方の首座として本願寺の召喚を受け、翌年歸寺、十二年四月隱居して佛藏庵と號し、嘉永五年八月四日九十一歳で寂。

レイジヨウ 靈城 眞宗東派の僧。能登に生まれ、後能美郡寺井稱佛寺に住した。夙に高倉學寮に入つて龜洲講師に學び、勉勵刻苦、

才名一時に喧しかつたが、天賦磊落他に阿附せざるを以て寮司以上に進むことを得なかつた。明治元年十二月八日石川郡松任本誓寺の寺中妙蓮寺に在つて寂。享年八十。同廿六年五月二等學師を贈られた。その著五帖御文安心要論は最も有名である。

レイシヨウイン 靈松院 加賀藩主第五代前田綱紀の子某の法號。詳しくは靈松院遺雲幼勢童子。

レイシヨウイン 靈昭院 大聖寺藩主第五代前田利道の子、富山藩主第九代前田利幹の法號。詳しくは靈昭院建中日雍大居士。

レイシンイン 靈心院 加賀藩主第六代前田吉徳の女益姫の法號。詳しくは靈心院雪溪妙瑞童女。

レイゼイタメカズ 冷泉爲和 爲廣の子。大永の頃父と共に下つて能登に居たことは、冷泉爲和卿集に、大永六年五月廿一日能州七尾城畠山左衛門佐亭にて當座と記し、『分まよふ秋の野もせに鳴虫も色の千くさに聲みだるらし』の歌を載せてあるによつて知られる。

レイゼイタメヒロ 冷泉爲廣 父は基富。正二位權大納言に至り、永正五年四月十五日落髮して宗清と號した。この後爲廣は京洛の難を避け、能登の畠山義總に憑りて七尾に下り、大永六年七月廿三日その城中に薨じたこととは爲和卿集に見える。時に齡七十七。今その墳塋を河北郡津幡に在るとするが、何等根據のあるものではない。↓ヒロツカ 廣塚。

レイセンジ 靈泉寺 鹿島郡七尾に在つて、曹洞宗に屬する。應永十九年總持寺塔頭洞川庵無端祖環の法弟日東留春の創建で、畠山氏の墳寺となり、前田利長は五代滿翁に寺地を

與へ、元和七年には利常から寺領を附した。能登名跡志に、前田利政のことをいいたるに、『御位牌等は御菩提所の所口靈泉禪寺に在り。此寺は寺領十五石七斗五升、畠地七百八十二歩、高に直し三百二斗五升八合拜領あり。』と記する。寺藏に長谷川信春筆の紙本淡彩十六羅漢圖八幅がある。

レイセンジ 靈泉寺 鳳至郡輪島のうち輪島崎に在つて、曹洞宗に屬し、元和三年象山徐芸の創建である。

レイタイイン 靈臺院 大聖寺藩主第三代前田利直の夫人酒井氏の法號。詳しくは靈臺院本光妙榮大姊。

レイチヨウ 靈長 ↓キガイレイチヨウ 規外靈長。

レイノタキ 靈ノ瀧 ↓リョウノタキ 靈ノ瀧。

レイバイイン 靈梅院 加賀藩主第三代前田利常の側室で、五條局といはれ、後に藩臣生駒直方に嫁したもの、法號。

レイフク 禮服 (一)朝服—藩侯が神前の祭式に列し、又は拜賀・賀正の如き場合には、朝服を用ひることがあつた。この時は衣冠束帯、若しくは狩衣・指貫・風折烏帽子を用ひた。直衣であつたこともある。着付は白無垢で、太刀は之を帶し、或は小姓をして捧げしめた。諸大夫では、大紋直垂・袴・梨子打烏帽子、その他は素襖・袴・折烏帽子、又は布衣を用ひ、着付は熨斗目である。安政以降では、藩政の緊縮方針に伴うて、従來直垂の場合でも、長上下となり、更に麻上下となり、熨斗目も廢せられて履紗小袖になつた。朝服の場合に仲間・查持が隨ふ時は八徳を着けた。

(二)通常禮服—士人の通常禮服は老臣以下頭役に至るまで熨斗目・長上下、平士は熨斗目・半上下、又朔望佳節には履紗小袖・半上下を着けた。上下の地質は龍紋の如き絹地のものもあるが、禮装の場合には特に麻上下たるべきことを布告せられ、その布告のない時は絹地のものを用ひても妨がなかつた。但し藩末に儉約令の屢發せられてからは、殆ど絹上下を用ひることがなかつた。上下の染色は茶小紋・褐小紋等もあつたが、禮服は常に淺黄小紋に限られ、凶事の際特に褐染を用ひることを布告せられたこともある。着付は大禮によらざる限り、熨斗目に代へるに兼房染五ッ紋所の小袖を以てし、その他の色紋付は略装であつた。又切腹を命ぜられた如き場合には、白色無紋の上下と白色無紋の着付とを用ひた。

(三)略装—士人の略禮装は、頭役以上は肩衣・袴、平士は羽織・袴で、兼房染紋付又は色紋付を着た。袴の地質は絹なるも小倉織なるもあつた。但し暑中には、絹麻交織又は麻布・葛布をも用ひ得た。羽織の地質は羽二重が普通で、魚子織・平絹も混用せられ、五ッ所紋付であつた。しかし城内では決して羽織を用ひることなく、唯頭役以上の者は、宿直に當つて七ッ時を過ぎれば之を着た。紋服の下着としては、無地・小紋又は縞物を用ひた。頭役以上の用ひる肩衣・袴は、纏上下ともいひ、肩衣と普通の袴とで、この場合の着付は麻上下の時に同じい。安政以降羽織・袴を纏上下に代へ、その袴も縞地の製であるべきのを、櫛古所から直に登城する者の便を謀つて、縞高をも許した。